

様式第1号（第4条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

1. 案の名称	朝来市駅交流施設条例（案）
2. 案の概要	公共交通利用者の利便性の向上及び多様な交流の促進を図り、地域の活性化に資するため、朝来市駅交流施設条例を制定します。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	生野駅に市が管理する交流施設を整備し、公共交通利用者や市民と生野への来訪者の交流の場として快適に利用いただけるよう必要な事項を定めます。 多くの方が利用される交流施設についての条例であることから、広く意見を募集するものです。
4. 募集期間	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月31日
5. 案の配布場所等	都市政策課及び各支所での閲覧、朝来市ホームページ
6. 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便又は持参による場合 送付先 朝来市役所 都市整備部 都市政策課</li> <li>・ファクシミリによる場合 送付先 079-672-3440（都市政策課宛て）</li> <li>・電子メールによる場合 送付先 <a href="mailto:toshiseisaku@city.asago.lg.jp">toshiseisaku@city.asago.lg.jp</a></li> </ul> <p>※いずれの場合も別紙様式第2号により提出してください。</p>
7. 意見・市の考え方等の公表予定時期	令和8年8月中旬頃
8. 実施機関（担当課等）	都市整備部 都市政策課
9. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。</li> <li>・いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
意見等を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する人</li> <li>・市内の事業所に勤務する人又は市内の学校に通学する人</li> <li>・市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体で事業活動を行っているもの</li> <li>・パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有するもの</li> </ul>

# 朝来市駅交流施設条例（案）の概要について

## 1. 条例制定の背景・目的

市が整備し管理する、朝来市内の駅交流施設について、その利用に関するルールを定めることで、公共交通利用者の利便性の向上及び多様な交流の促進を図り、地域の活性化を図ります。

## 2. 条例に規定する主な内容

- ① 交流施設の名称・位置は、下表の通りで、生野駅東口の待合室を交流施設として整備します。

名称	位置
生野駅東口交流施設	朝来市生野町口銀谷 229 番地 1

- ② 交流施設の開館時間は、午前 6 時から午後 10 時 30 分までとします。
- ③ 施設の一部を占有して利用しようとする者は、許可を受ける必要があります。
- ④ 許可を受けようとする者が、以下のいずれかに該当する場合、利用を拒否し、又は退去を命じることができます。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者
  - ・ 施設、設備又は備品を損傷し、又は汚損するおそれがある者
  - ・ 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある者
  - ・ 施設の管理上支障があると認められる者
  - ・ そのほか、利用が不相当であると認められる者
- ⑤ 施設の利用を許可した者が以下に該当する場合には、許可を取り消したり、利用の中止を命じることができます。
- ・ 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。
  - ・ 利用者が不正の手段により利用の許可を受けたとき。
  - ・ 施設の管理上特に必要があると認めるとき。
- ⑥ 施設では、誰もが以下の行為を行うことはできません。
- ・ 物品の販売その他の商行為、募金その他これらに類する行為
  - ・ 火気の使用、騒音、暴力など、公の秩序又は善良の風俗に反する行為
  - ・ 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為
  - ・ そのほか、管理上支障があると認められる行為
- ⑦ 利用者は、利用が終了した時や、利用の取り消しや利用の中止を命ぜられた時は、直ちに施設を原状に戻さなければなりません。

- ⑧施設、設備、備品等を滅失、損傷し原状に回復できない場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- ⑨施設の利用に係る料金は無料です。
- ⑩市は、施設を指定管理者に管理させることがあります。

■ 交流施設位置図

